

花巻市消防団応援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花巻市消防団員及びその家族等（以下「団員等」という。）に対する福利厚生の実、地域防災力の向上及び地域の活性化を図ることを目的として、団員等に対してサービス等を提供する花巻市消防団応援事業所（以下「応援事業所」という。）の登録及び団員等が応援事業所を利用する際に必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、応援事業所とは、市内に店舗、工場、事務所、営業所、活動拠点等を有する法人その他の団体及び個人事業主であって、団員等に各種サービスや割引等の提供を行うなど、様々な形で消防団を応援する事業所をいう。

(登録)

第3条 応援事業所に登録しようとする事業所は、花巻市消防団応援事業所登録申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。ただし、次に掲げる事業所については、登録を行わない。

- (1) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当するもの。
- (2) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (3) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) ギャンブル性を有し、射幸心をおおるおそれのある遊戯等を提供する事業所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録が適当でないとして市長が認めるもの

(登録証及び表示証の交付)

第4条 市長は、応援事業所の登録を行ったときは、花巻市消防団応援事業所登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）及び花巻市消防団応援事業所表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第5条 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証又は応援事業所である旨の表示をすることができる。

- (1) 表示証を交付された事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(消防団員カード等の提示)

第6条 団員等は、応援事業所から提供されるサービス等を受けようとするときは、花巻市消防団員カード又は花巻市消防団員家族カード（様式第4号。以下「団員カード等」という。）を提示しなければならない。

(遵守事項)

第7条 団員等は、応援事業所から提供されるサービス等を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 団員カード等を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 応援事業所が定めるサービス以外について強要しないこと。

(応援事業所の公表)

第8条 市長は、応援事業所の名称等を、市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第9条 市長は、応援事業所が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により登録を受けたとき、若しくはその他応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録証及び表示証を市長へ返還しなければならない。

(登録の変更又は廃止)

第10条 第3条の規定により登録を受けた応援事業所は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、花巻市消防団応援事業所登録変更・廃止申請書(様式第5号)により、市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。